

**【重要】bitFlyer Lightning における証拠金取引のサービス内容変更のお知らせ**

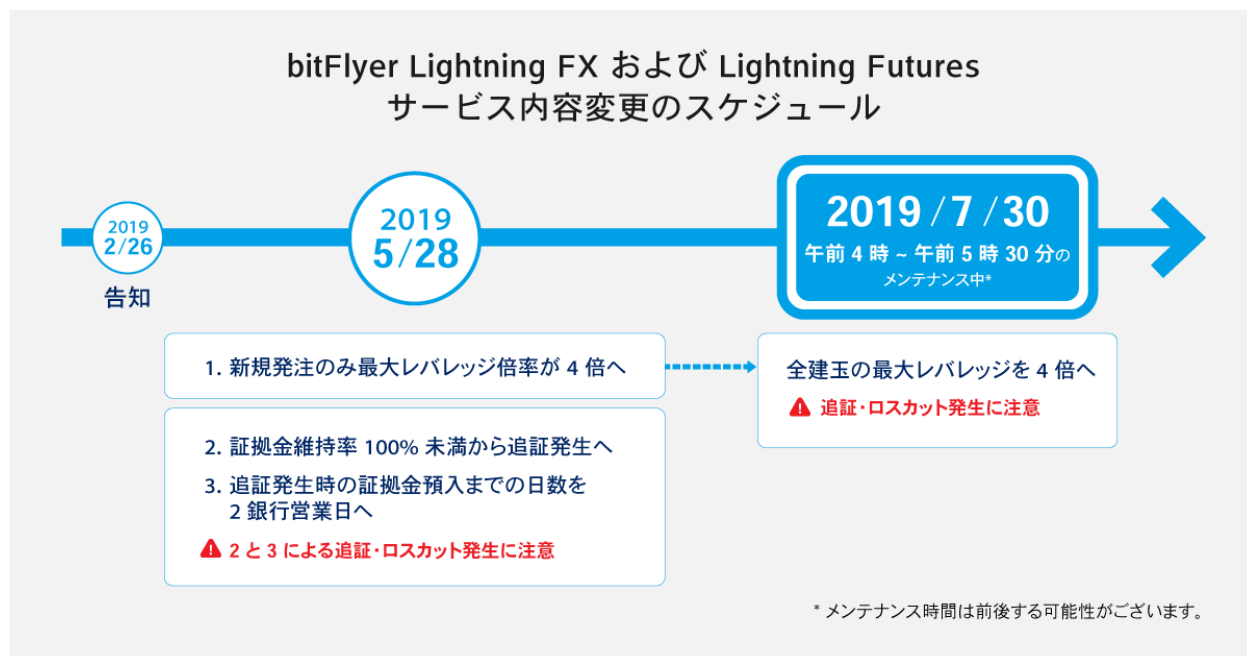
いつも bitFlyer をご利用いただきありがとうございます。

当社が加盟する一般社団法人日本仮想通貨交換業協会制定の規則・ガイドラインに基づき bitFlyer Lightning FX と Lightning Futures の証拠金取引に関わるサービス内容の変更を進めております。

bitFlyer Lightning FX と Lightning Futures における最大レバレッジ倍率の 4 倍への変更は、2019 年 7 月 30 日（火）午前 4 時 00 分頃から午前 5 時 30 分頃まで実施されるメンテナンス中に実施いたします。メンテナンス中は Lightning FX および Lightning Futures がご利用いただけなくなりますことを予めご了承ください（※）。なお、メンテナンスの終了後、サービスの再開時には 10 分間の板寄せを実施します。

メンテナンス開始時点で 4 倍より大きなレバレッジ倍率を設定されていて、建玉をお持ちのお客様は、レバレッジ倍率を 4 倍に変更後に証拠金維持率が 100% を下回る場合がございます。サービス再開時（板寄せ後）の追証やロスカットの発生にご注意ください。

※ メンテナンス時間は前後する可能性がございます。



証拠金取引におけるサービス内容変更の詳細は以下の通りです。

### 1. 新規発注のみ最大レバレッジ倍率を 15 倍から 4 倍に変更

2019年2月26日現在、Lightning FXとLightning Futuresでは評価証拠金に対して最大15倍（レバレッジ15倍）の取引が可能です。2019年5月28日（火）のメンテナンス中に、新規発注時の最大レバレッジ倍率を4倍に変更いたします。これ以降、評価証拠金の4倍を超える新規注文は出せなくなりますので、ご注意ください。なお、5月28日の最大レバレッジ倍率の変更による追証・ロスカットは発生いたしません。

また、2019年7月30日（火）午前4時00分頃から午前5時30分頃まで実施されるメンテナンス中に、4倍を超えるレバレッジ倍率を設定されているお客様のレバレッジ設定を4倍に変更する予定でございます。メンテナンス開始時点で4倍より大きなレバレッジ倍率を設定されていて、建玉をお持ちのお客様は、レバレッジ倍率を4倍に変更後に証拠金維持率が100%を下回る場合がございます。サービス再開時（板寄せ後）の追証やロスカットの発生にご注意ください。

- サービス再開時（板寄せ後）に証拠金維持率が100%を下回るお客様は、追証が発生いたします。追証が発生した場合、追加証拠金の預入を2銀行営業日以内に行う必要があります。
- サービス再開時（板寄せ後）に証拠金維持率が50%を下回るお客様は、ロスカットが発生いたします。ロスカットが発生した場合、全建玉に対して成行で決済注文が行われます。ただし、相場が急激に変動した場合には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- その他、追証・ロスカットルールの詳細は[こちら](#)をご確認ください。

※レバレッジ倍率はLightningの設定画面から設定可能となっております。

※レバレッジ倍率については、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会が定める「証拠金取引に関する規則及びガイドライン」第4条（証拠金率）第2項第1号が定める値を採用いたしました。

### 2. 追証発生の基準を証拠金維持率 80% から 100% に変更

2019年2月26日現在、Lightning FXとLightning Futuresにおいて、証拠金維持率が80%を下回った場合に追証が発生いたしますが、2019年5月28日（火）のメンテナンス中に、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するよう変更いたします。

変更時点で証拠金維持率が100%を下回るお客様は、追証が発生いたしますのでご注意ください。

### 3. 追証発生時の追加証拠金預入までの日数を 3 銀行営業日から 2 銀行営業日に変更

2019年2月26日現在、Lightning FXとLightning Futuresにおいて追証が発生した場合、追加証拠金の預入を発生後の3銀行営業日以内に行う必要があります。2019年5月28日（火）のメンテナンス中に、こちらの日数を2銀行営業日に変更いたします。

2019年5月28日（火）のメンテナンス以降は、追証が発生してから2銀行営業日後の午後5時時点で証拠金維持率が100%を下回る場合、ロスカットが発生しますのでご注意ください。

以上、Lightning FXとLightning Futuresにおけるサービス内容の変更点となります。

#### 説明書面の改定について

上記1～3の変更に伴い、2019年5月28日（火）に「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第16条および第17条に基づく説明書面」を一部改定いたします。今後もbitFlyerのサービスをご利用いただくにあたり、5月28日（火）、ログイン後の画面に表示される指示に従い、新たな書面をよくお読み頂いた上で同意いただく必要がございます。

※お取引にあたっては、あらかじめ当社が提供する[仮想通貨取引説明書（契約締結前書面）](#)等をご確認いただき、内容を十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任によりお取引ください。

2019年2月26日公開

2019年4月8日更新：4月22日、6月24日の変更日時および説明書面の改定について追記

2019年4月22日更新：変更の延期について追記

2019年5月28日：延期後のスケジュールについて追記

2019年7月18日更新：7月30日の日時について追記